

○ 総務省令第二十三号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣　武田　良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

收正後

改正後

改正前

したことを証する様式第一の二による書類

十一 「略」

(登録の更新)

第四条の二 「略」

〔2 略〕

3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一・三 略〕

四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ 口・ハ 略

五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

ロ・ハ 略

七 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第一の二による書類

九 「略」

十 「略」

十一 第九号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ・ロ 略

十二 第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十三 所要資金（第九号）の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十四 「略」

十五 「略」

八 「同上」

(登録の更新)

第四条の二 「同上」

〔2 同上〕

三 「同上」

〔一・三 同上〕

四 「同上」

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

ロ 口・ハ 同上

五 「同上」

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ハ 同上〕

六 「同上」

イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類

ロ・ハ 同上

七 「新設」

八 「同上」

イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類

ロ・ハ 同上

九 「新設」

イ 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ・ロ 同上

十 「同上」

イ 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ・ロ 同上

十一 所要資金（第七号）の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十二 第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十三 所要資金（第九号）の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十六 第九号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

十七 「イ～ヘ 略】

（変更登録）

第五条 【略】

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

【一～四 略】

「3～5 略」  
（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

（2） 次に掲げる書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

（1） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

（2） 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類  
2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第八条 【略】

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

十五 「イ～ヘ 同上】

（変更登録）

第五条 【同上】

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

【一～四 同上】

「3～5 同上】  
（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

【新設】

第八条 【新設】

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一・四 略」

「3・5 略」

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿又はこれに相当する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

七 当該届出を行おうとする者が外國法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 「略」

「新設」

二 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等があつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

三 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一・四 同上」

「3・5 同上」

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書

四 「同上」

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

「新設」

四 「同上」

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

「新設」

四 「同上」

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

「新設」

四 「同上」

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

「新設」



〔2～4 略〕

5 法第十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔口 略〕

四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

〔口 略〕

七 電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 住民票の写し

八 電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う处分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 〔略〕

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下の項にお

〔2～4 同上〕

5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 同上

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔口 同上〕

四 同上

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるものの以外のものであるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

六 同上

イ 住所及び生年月日を証する書類

〔口 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

八 〔同上〕

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下の項にお

いて「届出事業者」という。)が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、同条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 略〕

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第十二条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 前項の規定にかかるらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

〔二・二 略〕

〔6・7 略〕

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同一)。(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

〔イ 略〕

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なもの

を適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

〔イ 同上〕

ロ 〔同上〕

一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

〔6・7 同上〕

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第十二条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 前項の規定にかかるらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

〔二・二 同上〕

〔6・7 同上〕

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 〔同上〕

いて「届出事業者」という。)が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 同上〕

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第十二条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第十二条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

(1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。)のみで構成される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。)の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。)のみで構成される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。)の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアノログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

〔ハ 略〕

〔二 略〕

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものとみなす。それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものとみなす。以下「光電話役務」という。）であつて、次

のいずれかに掲げるもの  
(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（附加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかに掲げるもの  
(i) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものと除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 略〕  
〔(2)・(3) 略〕

四 〔新設〕  
第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアノログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

〔ハ 同上〕

〔二 同上〕

〔三 同上〕

イ 同上

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（附加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかに掲げるもの  
(i) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下このイにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものと除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 同上〕  
〔(2)・(3) 同上〕

用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

イ　ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務  
　　ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの）を除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額で提供されるもの

ロ　ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なもの）を適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ　ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二条の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二条の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第一百二十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する基礎的電気通信役務を提

第二十二条の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第一百二十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提

信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第二十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

〔一～三 略〕

四 法第四十条第一項又は第三項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。

第三節 電気通信設備

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十二条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

〔一～三 略〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第一項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ～ホ 略〕

三 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合における当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備（当該電気通信設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために特に必要があるものとして総務大臣が指定するものを除く。）

イ 伝送路設備が本邦内に設置されていること。

ロ 伝送路設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。  
(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二 法第四十二条第四項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

供する電気通信事業者にあつては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第二十三条の六 「同上」

〔一～三 同上〕

四 法第四十二条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務の区分とする。

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 「同上」

〔一 同上〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ～ホ 同上〕

〔新設〕

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二 法第四十二条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

〔一・二 略〕

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項から第三項まで又は第五項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならぬ。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合  
(次に掲げる場合を除く。)

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備（以下この条及び次条において「メタルインターネットプロトコル電話用設備」という。）、ワイヤレス固定電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備（以下この条及び次条において「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備」という。）に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。）を劣化させることとなる場合

〔口 略〕

〔二・三 略〕

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備（ワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十二条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類（ネカララまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネット

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

〔一・二 同上〕

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 「同上」

(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備)

下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。）を劣化させることとなる場合

〔口 同上〕

〔二・三 同上〕

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十二条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類（ネカララまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同

ツトプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）

「イヽオ  
略」

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
〔の二〕 ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。）  
次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）  
ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

三 その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロヽニ  
略〕

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

〔イ  
略〕

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類  
〔イ・ロ  
略〕

項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）

「イヽオ  
同上」

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
〔新設〕

〔新設〕

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロヽニ  
同上〕

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

〔イ  
同上〕

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類  
〔イ・ロ  
同上〕

ハ  
その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するためには電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウエアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

13

卷八 略

十一 規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合について、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)  
ログ電話用設備を除く。) 次に掲げる書類

二　その他のいかなるまでは掲げる書類を補足するため必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
一　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（一線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウエアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備  
次に掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備次に掲げる書類

〔イ、ハ、同上〕

二　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

二　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

三　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

二 インバータ  
略  
その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔イ〕ハ  
同上  
二 その他のイからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

「イヽハ 略」

二 その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔管理規程〕

〔第二「十八条」 「略」〕

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類  
二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類  
三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

〔2・3 略〕

4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 法第七十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更の場合、次に掲げる書類  
イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類  
ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類  
ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二 法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。  
〔一 略〕

二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

「イヽハ 同上」

二 その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）  
2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔第三節 電気通信設備  
（管理規程）〕

〔第二「十八条」 「同上」〕

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 同上

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書  
二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名住所及び生年月日を証する書類  
三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔2・3 同上〕

4 第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。  
〔新設〕

5 第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者

であつて前号に規定する者以外のものであるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれ

に相当する書類

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

〔6～8 略〕

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号口及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

〔2 略〕

（業務区域の範囲の基準）

第四十条の六 法第一百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

〔2 略〕

（認定の申請）

第四十条の八の二 「略」

2 法第一百六条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

四 定款及び登記事項証明書

〔五・六 略〕

（電気通信事業の全部の認定の申請）

第四十条の九 法第一百七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 全部認定の申請に係る法第一百七条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者

であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年

月日を証する書類

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔6～8 同上〕

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号口に規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

〔2 同上〕

（業務区域の範囲の基準）

第四十条の六 「同上」

一 第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

〔2 同上〕

（認定の申請）

第四十条の八の二 「同上」

2 「一・二 同上」

四 定款及び登記事項証明書

〔五・六 同上〕

（電気通信事業の全部の認定の申請）

第四十条の九 法第一百七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

「一～五 略」

六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

「七～十 略」

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

「一・二 略」

「2・3 略」

(変更の認定)

第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八条の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

「一・二 略」

「2・3 略」

(認定事業者の氏名等の変更の届出)

第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

(承継の認可申請)

第四十条の十八 「略」

2 法第百二十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八条の十七の申請書に、次の

書類を添えて提出しなければならない。

「一～四 略」

五 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により電気通信事業の全部を承継する法人が、認定電気通信事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類

(当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。)

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

「ロ 略」

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

「一～五 同上」

六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

「七～十 同上」

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。

「一・二 同上」

「2・3 同上」

(変更の認定)

第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八条の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

「一・二 同上」

「2・3 同上」

(認定事業者の氏名等の変更の届出)

第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

「新設」

「2・3 同上」

(承継の認可申請)

第四十条の十八 「同上」

2 「同上」

五 「一～四 同上」

五 「同上」

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

「ロ 同上」

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

〔七 略〕

法第二百二十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一～五 略〕

六 謙受人が認定電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類（当該謙受人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除き、当該謙受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはロに掲げる書類を除く。）

イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ・ハ 略〕

七 謙受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

〔ロ・ハ 略〕

八 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

九 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十一 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十二 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十三 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十四 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十五 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十六 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十七 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十八 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

十九 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

二十 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

イ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

〔七 同上〕

〔六 同上〕

〔五 同上〕

〔六 同上〕

〔七 同上〕

イ その法人の定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ・ハ 同上〕

〔八 同上〕

イ 定款の謄本

〔ロ・ハ 同上〕

(申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

〔一～三十四 略〕

〔2 略〕

(電磁的方法による提出)

第七十条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す る方法をいう。次項において同じ。）をもつて行なうことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(添付書類の省略)

第七十一条 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表一の項又は三の項上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表一の項又は三の項下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参考照することができる場合には、添付することを要しない。

(訳文の添付)

第七十二条 法又は法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款（定款に相当する書類を含む。）であつて、かつ、英語で記載されたものであるとあれば、その概要の訳文を付すことを定めることとする。

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

〔略〕

(申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行なうことができる。

〔一～三十四 同上〕

〔2 同上〕

(電磁的方法による提出)

第七十条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人間知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

電気通信事業登録（登録更新）申請書

〔同左〕

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27  
号）第2条第15項に規定する法人番号がある場  
合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること  
。）

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受  
けたいので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電  
話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名  
称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理  
人の氏名（法人にあっては、名称及び代表  
者の氏名）

国内の住所  
電話番号及び電子メールアドレス（担当部  
署がある場合は、当該担当部署に連絡のと  
れる電話番号及び電子メールアドレスを記  
載すること。）

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受  
けたいので、次のとおり申請します。

[新設]

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受  
けたいので、次のとおり申請します。

[新設]

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号  
及び電子メールアドレ  
スを記載すること。な  
お、担当部署等がある  
場合は、当該担当部署  
等の電話番号及び電子  
メールアドレスを記載  
すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27  
号）第2条第15項に規定する法人番号がある場  
合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること  
。）

3 [略]  
4 [略]  
5 [注] [略]

様式第2（第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9  
第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3  
第10号関係）

誓 約 書

[略]

1 [同左]  
2 [同左]  
3 [同左]  
4 [同左]

[注] [同左]

同左

様式第2（第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9  
第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号  
関係）

誓 約 書

[同左]

[注 様式第2の2] [略] (第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係)

[注 同左]  
[新設]

権限証明書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する  
こと。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律(平成25年法律第77号)第2  
条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載す  
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び  
電子メールアドレスを記載  
すること。なお、担当部署  
等がある場合は、当該担当  
部署等の電話番号及び電子  
メールアドレスを記載する  
こと。)

私は、下記の者を(国内における代表者／国内における代理人)と定め、次の権限を付与したこと  
を証します。

- ・電気通信事業法の規定により総務大臣が行う处分の通知を受領する権限
- ・電気通信事業法施行規則第61条の3の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。  
様式第3（第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

#### ネットワーク構成図

〔注1・2 略〕

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。  
ただし、本邦内の設備は都道府県ごとのそれぞれの総数、本邦外の設備は国又はこれに準ずる地域ごとのそれぞれの総数を記載すること。

〔4～6 略〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

#### 提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
〔1～8 略〕	
9 ワイヤレス固定電話	
10 衛星移動通信サービス	
11～29 [略]	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31～34 [略]	
35 上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

〔注1 略〕

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

〔3・4 略〕

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項目番号（1、2、6、7、8又は32に限る。）により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項目番号（6、7、11、18、19又は24に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ

様式第3（第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

#### ネットワーク構成図

〔注1・2 同左〕

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。

〔4～6 同左〕

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

#### 提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
〔1～8 同左〕	
9 衛星移動通信サービス	
10～28 [同左]	
29 上記1から28までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
30～33 [同左]	
34 上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

〔注1 同左〕

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。

〔3・4 同左〕

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項目番号（1、2、6、7、8又は31に限る。）により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項目番号（6、7、16、17、18又は23に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ

ービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

〔8～10 略〕

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

〔表略〕

〔注1～6 略〕

様式第4の3（第4条の2第3項第12号関係）

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第5（第5条第1項関係）

電気通信事業変更登録申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第5の2（第5条第2項第1号関係）

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第5の3（第5条第2項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次とのおり申請します。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第5の4（第5条第2項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書

ービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

〔8～10 同左〕

様式第4の2（第4条の2第3項第7号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

〔表同左〕

〔注1～6 同左〕

様式第4の3（第4条の2第3項第10号関係）

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第5（第5条第1項関係）

電気通信事業変更登録申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第5の2（第5条第2項第1号関係）

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次とのおり申請します。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第5の4（第5条第2項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書

〔略〕  
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第5の5（第5条第2項第4号関係）

電気通信事業変更登録申請書

〔略〕  
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

電気通信事業（及び認定電気通信事業）氏名等変更届出書

〔略〕  
次のとおり変更があったので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	変更後	…

〔同左〕  
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第6（第7条、第9条第2項、第40条の17関係）

〔同左〕  
電気通信事業（及び認定電気通信事業）氏名等変更届出書  
次のとおり変更があったので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	変更後の氏名等	変更年月日
…	…	…

住所	…
電話番号及び 電子メールアドレス	…
外国法人等の国内における 代理人の氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)	…
外国法人等の国内における代 代表者又は国内における代 理人の氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)	…
代表者又は国内における代 代表者又は国内における代 理人の氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)	…

理人の国内の住所	
外國法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス	
〔注〕略	
様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）	
〔略〕	
郵便番号	
（ふりがな）	
住 所	
（ふりがな）	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名	(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
〔注〕同左	
郵便番号	
（ふりがな）	
住 所	
（ふりがな）	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名	(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス	(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
〔新設〕	
電気通信事業法第16条第1項（第165条第1項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次とのおり届け出ます。	
1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	
2 外國法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等	
〔新設〕	

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	
<u>3</u> <u>4</u> <u>5</u>	〔注 略〕
様式第9（第9条第5項関係）	電気通信事業変更届出書
〔略〕	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。
〔表略〕	
〔注1・2 略〕	
様式第9の2（第9条第6項第1号関係）	認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書
〔略〕	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。
〔表略〕	
〔注1・2 略〕	
様式第9の2（第9条第6項第1号関係）	認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書
〔略〕	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、次とのとおり申請します。
〔表略〕	
〔注1・2 略〕	
様式第9の3（第9条第6項第1号関係）	電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書
〔略〕	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。
〔表略〕	次のとおり変更したので、電気通信事業法第16条第2項の規定により、届け出ます。
〔注1～3 略〕	
様式第9の4（第9条第6項第2号関係）	
〔注1～3 同左〕	電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書
〔同左〕	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。
〔表同左〕	次のとおり変更したので、電気通信事業法第16条第2項の規定により、届け出ます。
〔注1～3 同左〕	
様式第9の4（第9条第4項第2号関係）	

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

〔略〕

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

〔略〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。次とのとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書

〔略〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

電気通信事業変更届出書

〔略〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の8（第9条第10項関係）

電気通信設備の概要届出書

〔略〕

〔注1～3 略〕

様式第11（第11条第5項関係）

電気通信事業承継届出書

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

〔同左〕

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9の5（第9条第4項第2号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

〔同左〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。次とのとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第9の6（第9条第4項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書

〔同左〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9の7（第9条第4項第4号関係）

電気通信事業変更届出書

〔同左〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9の8（第9条第8項関係）

電気通信設備の概要届出書

〔同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第11（第11条第5項関係）

電気通信事業承継届出書

[略]

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）  
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

[同左]

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）  
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第17条第2項の規定により届け出ます。

- 1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）
- 2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第17条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

[3]	承継年月日
[4]	被承継者
[5]	承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
〔注 略〕	
様式第12の6（第14条の2関係）	
基礎的電気通信役務提供方法等報告書	
〔略〕	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。	
実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法 供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	
注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供 の方法ごとに別葉とすること。	
2 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法につ いては、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該 基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に保 る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。	
<u>3～6</u>	〔略〕
様式第15の2（第22条の2第2項関係）	
基礎的電気通信役務提供区域等報告書	
〔略〕	
電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。	
実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務によ り提供する区域	

その他参考となる事項

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別表とすること。

2 提供区域については、都道府県全城を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

3 [略]

4 [略]

様式第18の5（第25条の5関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務開始届出書

[略]

注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

[2～5] [略]

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

[略]

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第2項 の規定により事業用電気通

電気通信事業法 第42条第5項において準用する同条第1項

第42条第5項において準用する同条第2項

第42条第6項において準用する同条第1項

第42条第6項において準用する同条第2項

第41条第1項 第41条第2項

〔言設備が同法 第41条第3項 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので

第41条第5項 第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

〔略〕

[注1・2] [略]

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

[略]

[1・2] [略]

その他参考となる事項

注1 提供区域については、都道府県全城を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

2 [同左]

3 [同左]

様式第18の5（第25条の5関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務開始届出書

[同左]

注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から32までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

[2～5] [同左]

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

[同左]

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項 の規定により事業用電気通

電気通信事業法 第42条第4項において準用する同条第2項 の規定により事業用電気通

電気通信事業法 第42条第5項において準用する同条第1項

第42条第5項において準用する同条第2項

第42条第6項において準用する同条第1項

第42条第6項において準用する同条第2項

第41条第1項 第41条第2項

〔言設備が同法 第41条第4項 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので

第41条第5項 第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

〔略〕

[注1・2] [同左]

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

[略]

[1・2] [同左]

3 都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合 %
〔略〕	
様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係） 基礎的電気通信役務収支表	

〔略〕
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

3 都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合 %
〔同左〕	
様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係） 基礎的電気通信役務収支表	

〔同左〕
第1表 第14条第1号から第3号までに掲げるもの

3 都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合 %
〔同左〕	
様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係） 基礎的電気通信役務収支表	

(3) 同号ハ に掲 げる もの					
合計					

〔注1～6 略〕

〔第2表 略〕

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業全部認定申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

〔略〕

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業全部認定申請書

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

〔略〕

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

〔注 同左〕

〔同左〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

〔同左〕

〔注 同左〕

備考 案件ごとに記載及び文書規定の「重複線を立てた記記述を除く全体」とした際は注記下さい。

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第二条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改 正 後	改 正 前
(電磁的方法による提出)		
第十七条　この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成され、いわゆる場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。	第十七条　この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。）に係る記録媒体により提出することができる。	
2) 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受け取った者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受け取った者に到達したもののみなす。	2) 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに申請又は提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。	
様式第14		
基礎的電気通信役務損益明細表		
[略]		
(記載上の注意)		
「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則（昭和60年勅政省令第25号）第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。	「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則（昭和60年勅政省令第25号）第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。	
[2～5 略]	[2～5 同左]	
備考　表中の〔 〕の記載及び対象規定の「重傍線を付した際記部分を除く全体に対する傍線は注記である。		

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第三条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の一 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

一 事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。））にあつては、その区又は総合区の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。））における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

二 総務大臣がイからハまでに掲げる者のいづれかと同等以上の能力を有するものと認める者

二 事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三 事業用電気通信設備を設置する者が外国法人等である場合であつて、当該事業用電気通信

設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合

イ 当該事業用電気通信設備が本邦内に設置されていること。

ロ 当該事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。

〔削る〕

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項第一号イからニまでのいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項第一号イからニまでのいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項に係る者が同項第一号イからニまでのいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

〔4～7 略〕

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範	囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用	
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附屬する設備の工事、維持及び運用	

(電磁的方法による提出)

第七十条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

〔4～7 同上〕

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 〔同上〕

資格者証の種類	範	囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用	
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用	

(電磁的方法による書類の提出)

第七十条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（工事担任者規則の一部改正）

第四条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改 正 後	
		改 正 前
(電磁的方法による提出)		(電磁的方法による書類の提出)
<p><b>第五十七条</b> この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p><b>第五十七条</b> この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p>	<p><b>備考</b> 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第五条 事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する。改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十五条の二・第四十五条の三）

第二節 秘密の保持（第四十五条の四）

第三節 他の電気通信設備の損壊又は機能の障害の防止（第四十五条の五）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第四十五条の六）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条の七～第四十一条）

第五章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条～第四十八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条～第五十六条）

第六章 雜則（第五十七条～第五十八条）

附則

(目的)

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第41条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第二条 この規則のうち、第一章及び第六章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第三項に規定する電気通信設備について、第五章は同条第五項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

(定義)

第三条 【略】

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

【一】四 【略】

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するもの（次号に規定するものを除く。）をいう。

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条～第四十八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条～第五十六条）

第五章 雜則（第五十七条～第五十八条）

附則

(目的)

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第41条第一項～第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

(定義)

第三条 【同上】

2 【一】四 【同上】

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものという。

四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

〔五〇十二 略〕

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者を提供するインターネットプロトコル電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備との接続を行つたために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

（特定端末設備）

第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の七において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

（準用）

第四十五条の二 第四条から第八条まで及び第八条の三から第十五条の三（第一項第二号を除く。）までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第十二条第三項中「端末設備（当該都道府県等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔五〇十二 同上〕

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行つたために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行つたために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

（特定端末設備）

第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

〔新設〕

2| 端末規則第五条から第九条までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第四十五条の三 前条第一項において準用する第四条、第八条、第八条の三、第十条第二項及び第十二条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2| 前条第一項において準用する第四条、第五条、第八条、第八条の三、第九条、第十一条第二項、第十二条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれらに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

3| 前条第一項において準用する第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

第四十五条の四 第二章第二節（第十七条第三項を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。次節及び第四節において同じ。）について準用する。

2| 第十七条第三項において読み替えて準用する端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

第四十五条の五 第二章第三節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

第四十五条の六 第二章第四節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

（総合品質）

第四十五条の七 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関する、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2| 電気通信事業者は、そのワイヤレス固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。（準用）

第四十五条の八 第二十七条から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）について準用する。

2| 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十五条の二の三、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、ワイヤレス固定電話用設

備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二の三中「設置する」とあるのは「用いる」と、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3| 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備（特定端

末設備を除く。）について準用する。この場合において、同条第四号中「メタルイン

ターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「メタルインターネットプロトコル電

話用設備又はワイヤレス固定電話用設備」と読み替えるものとする。

4| 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の

二の六及び第三十五条の三から第三十五条の五までの規定は、総合デジタル通信用設

備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について

準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルイ

ンターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用い

た総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、

第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあ

るのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声

伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロ

トコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタ

ル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるもの

とする。

5| 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。

6| 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六、第三十五条の九及び第三十五条の十の規定は、電気通信番号規別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五

五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルイン

ターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、

「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通

信設備」と読み替えるものとする。

7| 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

（特定端末設備）

第四十五条の九 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第

十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第四十五条の九第一項において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

2 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第四十五条の九第二項において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

3 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第四十五条の九第三項において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

## 第五章

〔略〕

（電磁的方法による提出）

第五十八条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべきに到達したものとみなす。

## 第四章

〔同上〕

（電磁的方法による提出）

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第六条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する。改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「一～四 略」

四の二 ワイヤレス固定電話 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の三に定めるワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。

「五～二十五 略」

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
I・P電話(当該I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号を使用するものに限る。)	I・P電話を提供する電気通信事業者であつて、I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号の指定を受けたもの	五 様式第四及び様式第五
ワイヤレス固定電話	I・P電話を提供する電気通信事業者であつて、I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号を使用するものに限る。)	五 様式第五の二
衛星移動通信サービス	I・P電話を提供する電気通信事業者であつて、I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号の指定を受けたもの	五 様式第六
「略」		

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書

改 正 前

(定義)

第一条 「同上」

2 「同上」

「一～四 同上」

「新設」

「五～二十五 同上」

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 「同上」

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
I・P電話(当該I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号を使用するものに限る。)	I・P電話を提供する電気通信事業者であつて、I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号を使用するものに限る。)	五 様式第四及び様式第五
ワイヤレス固定電話	I・P電話を提供する電気通信事業者であつて、I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号の指定を受けたもの	五 様式第五の二
衛星移動通信サービス	I・P電話を提供する電気通信事業者であつて、I・P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定I・P電話番号の指定を受けたもの	五 様式第六
「同上」		

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書

面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

〔一・十一 証〕

〔三・四 証〕

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

〔一～八 略〕

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第一項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

〔十～十七 証〕

〔連邦 証〕

〔様式第5の2〕（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告		
サービスの種類	利用数	年 月 日現在
都道府県	利 用 数	事業者名
合 計		
参 考 事 項		

注1 ワイヤレス固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第28（第8条関係）

第1表

面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

〔一・十一 同上〕

〔三・四 同上〕

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

〔一～八 同上〕

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

〔十～十七 同上〕

〔備考 同上〕

〔新設〕

様式第28（第8条関係）

第1表

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号(0 A B～J)／番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名  
法人番号

番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)  
(1)うちアナログ電話  
(2)うちIP電話  
(3)うち総合データル通信サービス  
(4)うちワイヤレス固定電話  
(5)うちダイヤルイン番号使用数  
(6)うち電話転送役務の数

番号区画

合計

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号(0 A B～J)／番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名  
法人番号

番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)  
(1)うちアナログ電話  
(2)うちIP電話  
(3)うち総合データル通信サービス  
(4)うちワイヤレス固定電話  
(5)うちダイヤルイン番号使用数  
(6)うち電話転送役務の数

番号区画

合計

[注1～12 略]

[注1～12 同左]

〔第2表・第3表 略〕

〔第2表・第3表 同左〕

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信番号規則の一部改正）

第七条 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

改 正 前

(軽微な変更の届出等)

第十二条 電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

〔2～5 略〕

(電磁的方法による提出)

第十八条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(軽微な変更の届出等)

第十二条 電気通信事業法施行規則第七条又は第九条第二項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

〔2～5 同上〕

(電磁的方法による提出)

第十八条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、その書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合は、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があつたものとみなして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

2 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。